

3. 短期入所の報酬基準

障害者、障害児それぞれについて、障害程度に応じた単価設定とする。

○ 障害者

- ・障害者支援施設等で実施した場合

区分1	:	490 単位
区分2	:	490 単位
区分3	:	562 単位
区分4	:	624 単位
区分5	:	757 単位
区分6	:	890 単位

- ・療養介護事業に係る施設（医療施設）で実施した場合

療養介護対象者	:	2400 単位
その他※	:	1400 単位

※ 医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して提供した場合に適用。

○ 障害児

- ・知的障害児施設等で実施した場合

区分1	:	490 単位
区分2	:	593 単位
区分3	:	757 単位

- ・重症心身障害児施設、肢体不自由児施設（医療施設）で実施した場合

重症心身障害児	:	2400 単位
その他※	:	1400 単位

※ 医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障害児等に対して提供した場合に適用。

〔加算〕各障害共通

- 食事提供体制加算（平成21年3月31日まで） 68 単位／日

II 日中活動系サービス

1. 生活介護

○ 利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価をきめ細かく設定する。

具体的には、必要な人員が確保されていることを前提に、事業者ごとの

- ・ 利用者の平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分
- ・ 平均障害程度区分に応じた報酬区分

の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択を可能な取扱いとしている。

【生活介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準	平均障害程度(※)			
	定員40人以下	定員41人以上250人以下	定員251人以上280人以下	定員281人以上			平均区分5.0以上	平均区分4.5以上	平均区分4.0以上	
生活介護サービス費(I)	1,320単位	1,288単位	1,231単位	1,215単位	1.7:1以上	利用者60人以下 1人以上 (以上40人又はその 程数を増すごとに1人 を加えて得た数以上)				平均区分5.5以上
生活介護サービス費(II)	1,170単位	1,138単位	1,090単位	1,076単位	2:1以上		平均区分5.3以上5.5未満	区分6の者が50%以上		
							平均区分5.1以上5.3未満			
生活介護サービス費(IV)	884単位	854単位	825単位	811単位	3:1以上		平均区分4.9以上5.1未満	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上	
							平均区分4.7以上4.9未満			
生活介護サービス費(VI)	728単位	697単位	674単位	662単位	4:1以上		平均区分4.4以上4.7未満	平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上	
							平均区分4.1以上4.4未満			
生活介護サービス費(VIII)	633単位	604単位	589単位	576単位	5:1以上		平均区分3.8以上4.1未満	平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上	
							平均区分3.5以上3.8未満			
生活介護サービス費(X)	572単位	538単位	533単位	518単位	6:1以上		平均区分3.5未満			
生活介護サービス費(XI)	525単位	494単位	481単位	466単位	10:1以上		経過措置利用者			

※1 生活介護の対象者は、区分3以上（施設入所を伴う場合は区分4以上）。

ただし、50歳以上の者にあつては、区分2以上（施設入所を伴う場合は区分3以上）。

※2 サービス提供職員の配置（常勤換算）については、

- ① 平均区分5以上の場合、3:1以上
- ② 平均区分4以上5未満の場合、5:1以上
- ③ 平均区分4未満の場合、6:1以上

を最低基準とする。

※3 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

2. 療養介護

- 利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定する。

【療養介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度(※)	
	定員40人以下	定員41人以上80人以下	定員81人以上80人以下	定員81人以上			
療養介護サービス費(I)	904単位	885単位	868単位	857単位	2:1以上	平均障害程度が5.0以上かつ 区分6の者が50%以上	
療養介護サービス費(II)	659単位	629単位	604単位	591単位	3:1以上		
療養介護サービス費(III)	521単位	495単位	484単位	476単位	4:1以上		
療養介護サービス費(IV)	417単位	385単位	371単位	362単位	6:1以上	人員配置の経過措置として設定	
						経過措置利用者(区分5未満の者)	

※1 療養介護の対象者は、

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6
- ② 筋ジストロフィー症患者又は重症心身障害者であって、区分5以上。

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

※3 生活支援員として正看護師を配置した場合、正看護師1人あたり生活支援員1.5人とみなして、配置基準上のサービス提供職員数と算定可能(平成21年9月末までに限る)。

3. 自立訓練

- サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つものとする。

(1) 機能訓練

- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせる。

【機能訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上80人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
機能訓練サービス費(Ⅰ)	668単位	635単位	609単位	572単位	6.1以上
機能訓練サービス費(Ⅱ)	187単位				1人以上

※ 通所による訓練を行った場合は機能訓練サービス費(Ⅰ)を、居宅の訪問による訓練を行った場合は機能訓練サービス費(Ⅱ)を算定する。

- 標準利用期間超過減算(生活訓練(宿泊型自立訓練を除く。))も同様)

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定条件…事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

(2) 生活訓練

- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせる。

また、宿泊型自立訓練については、日中、一般就労又は外部の障害福祉サービス等(自立訓練(生活訓練)及び指定宿泊型自立訓練事業所と同一の敷地内の指定障害福祉サービス事業所等により提供される障害福

社サービス等を除く。) を利用する者が対象となる。

【生活訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上80人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
生活訓練サービス費(Ⅰ)	668単位	635単位	609単位	572単位	6:1以上
生活訓練サービス費(Ⅱ)	187単位				1人以上

※ 通所による訓練を行った場合は生活訓練サービス費(Ⅰ)を、居宅の訪問による訓練を行った場合は生活訓練サービス費(Ⅱ)を算定する。

○ 短期滞在加算

◆ 115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

※ 算定条件…① 生活訓練の一環として、個別支援計画に基づき提供される場合
② 心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合

○ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

◆ 115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

※ 算定要件…精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、自立訓練を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

【宿泊型自立訓練サービス費】

区分	報酬単価		サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	利用期間が1年以内の場合	利用期間が1年を超える場合	
生活訓練サービス費(Ⅲ)	270単位	162単位	10:1以上 地域移行支援員1人以上

○ 食事提供体制加算(平成21年3月31日まで)

◆ 68単位/日(短期滞在加算が算定される者のうち、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合)

42単位/日(それ以外の場合)

4. 就労移行支援

- サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つ仕組みとする。また、個別支援計画の進捗状況に応じ、通所と職場訪問等によるサービスを組み合わせて実施することとする。

【就労移行支援サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換 算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労移行支援サービス費(Ⅰ)	769単位	737単位	693単位	657単位	職業指導員及び 生活支援員 6:1以上 就労支援員 15:1以上
就労移行支援サービス費(Ⅱ)	476単位	446単位	435単位	421単位	10:1以上

※ 別に定める資格の取得による就労移行支援を行った場合、就労移行支援サービス費(Ⅱ)を算定。

- 就労移行支援体制加算

◆ 26単位/日

※ 算定要件…一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の2割以上である場合(1年間を限度)

- 精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

◆ 115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

※ 算定要件…精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、就労移行支援を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

- 標準利用期間超過減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定条件…事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

5. 就労継続支援

- 就労や生産活動の機会を提供し、生産活動にかかる知識・能力の向上・維持等を図るサービスの提供を行うこととし、これに伴う報酬を設定する。

(1) 就労継続支援A型

【就労継続支援A型サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労継続支援(A型)サービス費	481単位	448単位	439単位	424単位	10:1以上

- 生産性の向上を図り、多様な業種において就労機会の拡大を図るため、以下の割合の範囲内で、定員とは別に、障害者以外の者の雇用を認める。
 - ①定員 10 人～20 人 定員の 5 割以下
 - ②定員 21 人～30 人 10 人又は定員の 4 割のいずれか多い数
 - ③定員 31 人～ 12 人又は定員の 3 割のいずれか多い数
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、最低定員の基準を緩和し、障害者の定員 10 人から事業実施を可能とする。
- 就労移行支援体制加算

◆ 26単位/日

※ 算定要件…一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

(2) 就労継続支援B型

【就労継続支援B型サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換 算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労継続支援(B型)サービス費(I)	527単位	494単位	485単位	470単位	7.5:1以上
就労継続支援(B型)サービス費(II)	481単位	448単位	439単位	424単位	10:1以上

※ 就労継続支援B型サービス費(I)の算定に当たっては、障害基礎年金1級受給者が利用者の5割以上である事業所(特定旧法指定施設から移行する場合は、1割以上(平成21年3月31日までの経過措置))であることが要件。

- 事業者の指定に当たり、平均工賃が工賃控除程度の水準(月3,000円)を上回ることを事業者指定の要件とする。
- 利用者の工賃水準の向上を図るため、事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績とあわせて都道府県知事への報告、公表を行う。
- 就労移行支援体制加算

◆ 13単位/日

※ 算定要件…一般就労又は就労継続A型事業所への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

- 目標工賃達成加算(I)

◆ 26単位/日

※ 算定要件…①平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であること
②事業者が設定した目標水準以上である場合
③前年度の平均工賃が前々年度の平均工賃を上回っていること。

- **新** 目標工賃達成加算(II)

◆ 10単位/日

※ 算定要件…①平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること
②各都道府県が「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成していること
③前年度の平均工賃が前々年度の平均工賃を上回っていること。

6. 児童デイサービス

- 児童デイサービスについては、幼児期の個別ニーズに対応する療育と集団による療育が適切な効果をもたらすグループとに分化することとし、より専門性の高いサービスを提供できる体制を確保することによって、障害児の処遇向上を図ることとする。

区 分	1日当たり平均利用人員別の報酬単価		
	10人以下	11人～20人	21人以上
児童デイサービスⅠ	754単位	508単位	396単位
児童デイサービスⅡ	407単位	283単位	231単位

※1 児童デイサービスⅠについては、

- ・ 保育士又は児童指導員の配置基準 10：2以上
 - ・ サービス管理責任者を配置すること
 - ・ 利用児童のうち就学前児童が7割以上であること（クラス毎の判定も可能）
- を全て満たすこと

※2 児童デイサービスⅡについては、

- ・ 保育士又は児童指導員の配置基準 15：2以上
- を満たすこと

○ サービス管理責任者欠如減算(児童デイサービスⅠのみ)

:基本単位数の70%を算定

※ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月の前月までの間

○ 個別支援計画未作成減算(児童デイサービスⅠのみ)

:基本単位数の95%を算定

※ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

○ 家庭連携加算

◆ ① 所要時間1時間未満の場合 187単位/日

② 所要時間1時間以上の場合 280単位/日

※ 利用児童の保護者と事前に日程調整をした上で、職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行った場合(同一日に本体報酬との重複は不可)

○ 送迎加算

◆ 54単位(片道につき)

7. 各サービスに共通する事項

○加算

- ◆ 初期加算: 30単位/日
- ◆ 新事業移行時特別加算(平成21年3月31日まで): 48単位/日
※移行の日から30日間に限る
- ◆ 訪問支援特別加算: 187単位~280単位/日
- ◆ 利用者負担上限額管理加算: 150単位/月
- ◆ 視覚・聴覚等障害者支援体制加算: 41単位/日
- ◆ 食事提供体制加算(平成21年3月31日まで): 42単位/日

※初期加算、新事業移行時特別加算、視覚・聴覚等障害者支援体制加算、食事提供体制加算については児童デイサービスを除く

○減算

- 改 ○ 定員超過利用減算: 基本単位数の70%を算定
 - 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の150%を超えること、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数をこえる場合
 - 過去3か月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超える場合
 - ※ ただし定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が定員の数に3を加えて得た数に、開所日数を乗じて得た数を超える場合
- ◆ 人員欠如減算: 基本単位数の70%を算定
 - ※ 指定基準に定める員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間
 - ※ 指定基準に定める員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間
 - ※ 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間
- ◆ 個別支援計画未作成減算: 基本単位数の95%を算定
 - ※ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、又は、個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

Ⅲ 居住系サービス

1. 施設入所支援

○ 夜間の介護等に必要な職員について、生活介護と同様、利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価を設定する。

具体的には、必要な人員が確保されることを前提に、事業者ごとの

① 平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分

② 平均障害程度区分に応じた報酬区分

の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択が可能な取扱いとしている。

【施設入所支援サービス費】

区分	報酬単価				夜間職員 配置基準	平均障害程度		
	定員40人以下	定員41人以上50人以下	定員51人以上80人以下	定員81人以上		平均区分5.0以上	又は	平均区分4.5以上
施設入所支援サービス費(I)	400単位	309単位	255単位	231単位	利用者60人以下 夜勤職員3人以上 (以降40人を増すごとに1人を加えて得た数以上)			
施設入所支援サービス費(II)	381単位	289単位	238単位	214単位		平均区分5.3以上5.5未満	区分6の者が50%以上	
						平均区分5.1以上5.3未満		
施設入所支援サービス費(IV)	281単位	214単位	179単位	162単位	利用者60人以下 夜勤職員2人以上 (以降40人を増すごとに1人を加えて得た数以上)	平均区分4.9以上5.1未満	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上
						平均区分4.7以上4.9未満		
施設入所支援サービス費(VI)	262単位	195単位	163単位	146単位		平均区分4.4以上4.7未満		平均区分4.0以上
					平均区分4.1以上4.4未満			
施設入所支援サービス費(VIII)	188単位	146単位	127単位	115単位	利用者60人以下 夜勤職員1人以上 (以降40人を増すごとに1人を加えて得た数以上)	平均区分3.8以上4.1未満	平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上
						平均区分3.5以上3.8未満		
施設入所支援サービス費(X)	180単位	138単位	121単位	109単位		平均区分3.5未満		
施設入所支援サービス費(XI)	115単位	99単位	92単位	88単位	宿直職員1人以上	経過措置入所者		

※1 施設入所支援の対象者は、区分4以上。

ただし、

① 50歳以上の者にあつては、区分3以上。

② 自立訓練、就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な者又は地域の社会資源の状況等により、通所することが困難な者

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による入所者を除く。

○ 地域移行加算

◆ 500単位／(退所前、退所後各1回)

※ 算定要件…退所する利用者に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合(生活介護利用者に限る)

○ 栄養管理体制加算

◆ ① 常勤の管理栄養士を配置した場合 24単位／日

② 常勤の栄養士を配置した場合 22単位／日

③ 栄養士等を配置した場合 12単位／日

(41人以上60人以下の施設の場合)

※ 算定要件…食事の内容や栄養量について、管理栄養士又は栄養士により管理される等の要件に該当する場合

○ 重度障害者支援体制加算 (I)

◆ 基本加算分 28単位／日

※ 算定要件…以下のいずれかに該当する場合

① 医師意見書により一定の「特別な医療」を受けているとされる者が利用者全体の2割以上であり、かつ、利用者の平均区分が5以上(経過措置対象者を除く)

② 強度行動障害を有する者が1人以上であり、かつ、行動援護対象者が利用者全体の2割以上

◆ 重度加算分 22単位／日(基本加算を算定している場合に限る。)

※ 算定要件…区分6であって、以下に該当する者が2人以上いる場合、

① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者

② 重症心身障害者

○ 重度障害者支援体制加算 (II)

◆ 40～799単位／日

※ 算定要件…強度行動障害を有する者に対する適切な支援を行うため、職員を配置した場合に算定

○ 入院・外泊時加算

◆ 320単位／日

※ 算定要件… 1月に8日を限度として、所定単位数に代えて算定。(3月に限る)

改 入院時支援特別加算

◆ 入院期間が4日未満 561単位／月

◆ 入院期間が4日以上 1,122単位／月

※ 算定要件… 施設入所者が入院した際、入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に月額で算定。

(注)長期入院等支援加算と選択して算定することとし併給不可

新 長期入院等支援加算

◆ 123～160単位／日

※ 算定要件… 施設入所者が長期間に渡り入院・外泊した際、概ね週に1回以上、入院期間中の被服の準備及び家族等との連絡調整等一定の支援を行った場合に月額で算定(3月に限る)

(注)入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 新事業移行時特別加算 (平成21年3月31日まで)

◆ 21単位／日(移行の日から30日間)

○ 定員超過利用減算

◆ 基本単位数の70%を算定

・ 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の110%を超えること、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数に105%を乗じて得た数に55を加えた数を超えている場合

・ 過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数を超える場合

○ 夜勤職員欠如減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定要件…夜勤職員の配置基準を満たしていない場合に、その翌月について減算

2. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

- 日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供し、これに伴う報酬を設定する。
- その際、個々の住居ではなく、法人ごとに一定範囲の地域内で実施する事業全体に着目して事業者指定を行うこととし、人員配置基準を適用する。

【共同生活援助（グループホーム）】

- サービス管理責任者のほか、利用者の総数に応じて世話人を配置し、報酬を設定する。

区分	報酬単価	世話人の配置基準（常勤換算）	サービス管理責任者配置基準（常勤換算）
共同生活援助サービス費（Ⅰ）	171単位	6：1以上	30：1以上
共同生活援助サービス費（Ⅱ）	116単位	10：1以上	
経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費（※）	142単位	6：1以上	

（※）経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費は平成21年3月31日までの時限措置

- 障害程度区分1以上であり、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者については、共同生活援助とは別に通院介助又は通院等乗降介助を利用することができる。
- 自立生活支援加算

◆ 14単位／日

- ※ 算定要件…① 事業所において、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6カ月以上継続している者が5割以上
- ② 対象者ごとに、6カ月以内の移行に関する個別支援計画について、市町村の承認を得る

○ 入院時支援特別加算

◆ 入院期間が3日以上 7日未満 561単位/月

◆ 入院期間が7日以上 17日未満 1122単位/月

※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合

(注) 長期入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 帰宅時支援加算

◆ 帰宅期間が3日以上 7日未満 187単位/月

◆ 帰宅期間が7日以上 17日未満 374単位/月

※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合

(注) 長期帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 新 長期入院時支援特別加算

◆ 入院期間が3日以上 76単位/日

※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を概ね週に1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合(3月に限る)

(注) 入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 新 長期帰宅時支援加算

◆ 帰宅期間が3日以上 25単位/日

※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合(3月に限る)

(注) 帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 小規模事業加算(平成21年3月までの時限措置)

◆ 入居定員が4人の場合 37単位/日

◆ 入居定員が5人の場合 14単位/日

※ 算定要件… 法施行前に現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、法施行以降に定員4人又は5人の事業を実施しており、共同生活住居に専任の世話人を配置している場合

○ 大規模住居減算

- ◆ 基本単位数の90%を算定 (1住居の定員が8人以上の場合)
- ◆ 基本単位数の87%を算定 (1住居の定員が21人以上の場合)

【共同生活介護(ケアホーム)】

- サービス管理責任者のほか、利用者の総数及び障害程度区分に応じて世話人及び生活支援員を配置し、報酬を設定する。

区分	障害程度区分	報酬単価	世話人の配置基準 (常勤換算)	生活支援員の配置基準 (常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準(常勤換算)
共同生活介護サービス費(Ⅰ)	区分6	444単位	6:1以上	2.5:1以上	30:1以上
共同生活介護サービス費(Ⅱ)	区分5	353単位		4:1以上	
共同生活介護サービス費(Ⅲ)	区分4	300単位		6:1以上	
共同生活介護サービス費(Ⅳ)	区分3	273単位		9:1以上	
共同生活介護サービス費(Ⅴ)	区分2	210単位			
経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費(※1)		142単位			
個人単位で居宅介護等を利用する場合(※2)		210単位			30:1以上

(※1) 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が同日以降も引き続き入居し、生活支援員を置くことが困難である場合に、平成21年3月31日までの間、生活支援員を配置せず、居宅介護等を利用する場合。

(※2) 障害程度区分4以上であって重度訪問介護対象者又は行動援護対象者が、事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、若しくは、障害程度区分4以上の者が、事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護のスポット支援のみ)の利用を希望する場合に限り、平成21年3月31日までの間、生活支援員を配置せず、居宅介護を利用する場合。

- 介護等のサービスは、事業所の従業者により提供することを原則とするが、事業者が自らの責任に基づき委託した場合には、利用者に対し、従業者以外の者により介護サービスを提供することができる。

なお、通常の外出とは別に外出する場合には、共同生活介護とは別に通院介助又は通院等乗降介助(慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者に限る。)を利用することができる。また、重度訪問介護又は行動援護の対象となる利用者が、通常の外出とは別に外出する場合には、共同生活介護と別に重度訪問介護又は行

動援護を利用することができる。

○ 夜間支援体制加算

- ◆ 区分5、6の利用者 : 97単位/日(夜間支援対象利用者10人以下の場合)
 - ◆ 区分4の利用者 : 52単位/日(夜間支援対象利用者10人以下の場合)
 - ◆ 区分2、3の利用者 : 24単位/日(夜間支援対象利用者10人以下の場合)
- ※ 算定要件… 夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に、必要な職員を専任で配置する等、夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合(夜間支援対象者の数が30人以下の場合に限る。)
- (注) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定する場合は、本加算は算定できない。

○ 重度障害者支援加算

- ◆ 26単位/日
- ※ 算定要件… 障害程度区分6であって、指定重度障害者等包括支援の対象となる者が、2人以上利用している場合であって、通常的生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合
- (注) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費及び個人単位で居宅介護等を利用する場合を算定する場合は、本加算は算定できない。

○ 日中介護等支援加算

- ◆ 539単位/日
- ※ 算定要件… 障害程度区分4以上の利用者について、日中活動サービスの支給決定を受けているが、心身の状況等により利用できない期間が月3日以上ある場合であって、必要な介護を行い、通常的生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合(3日目から算定)
- なお、支援を行う場合は、日中活動サービス事業者等との連携を図った上で、個別支援計画に位置づけること。
- (注) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費及び個人単位で居宅介護等を利用する場合を算定する場合は、本加算は算定できない。

○ 自立生活支援加算

- ◆ 14単位/日
- ※ 算定要件… ① 事業所において、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6カ月以上継続している者が5割以上
- ② 対象者ごとに、6カ月以内の移行に関する個別支援計画について、市町村の承認を得る

○ 入院時支援特別加算

- ◆ 入院期間が3日以上 7日未満 561単位/月
- ◆ 入院期間が7日以上12日未満 1122単位/月（下記以外の場合）
- ◆ 入院期間が7日以上17日未満 1122単位/月（経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）

※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合

（注）長期入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 帰宅時支援加算

- ◆ 帰宅期間が3日以上 7日未満 187単位/月
- ◆ 帰宅期間が7日以上12日未満 374単位/月（下記以外の場合）
- ◆ 帰宅期間が7日以上17日未満 374単位/月（経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）

※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合

（注）長期帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 長期入院時支援特別加算

- ◆ 入院期間が3日以上 122単位/日（下記以外の場合）
- ◆ 入院期間が3日以上 76単位/日（経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）

※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を概ね週に1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合（3月に限る）

（注）入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 長期帰宅時支援加算

- ◆ 帰宅期間が3日以上 40単位/日（下記以外の場合）
- ◆ 帰宅期間が3日以上 25単位/日（経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）

※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合（3月に限る）

（注）帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 小規模事業加算（平成 21 年 3 月までの時限措置）

◆ 入居定員が 4 人の場合 37 単位／日

◆ 入居定員が 5 人の場合 14 単位／日

算定要件… 法施行前に現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、法施行以降に定員 4 人又は 5 人の事業を実施しており、共同生活住居に専任の世話人を配置している場合

○ 小規模事業夜間支援体制加算（平成 21 年 3 月までの時限措置）

◆ 区分 5、6 の利用者 : 127 単位／日（夜間支援対象利用者 4 人以下の場合）

◆ 区分 4 の利用者 : 65 単位／日（夜間支援対象利用者 4 人以下の場合）

◆ 区分 2、3 の利用者 : 26 単位／日（夜間支援対象利用者 4 人以下の場合）

※ 算定要件… 法施行前に現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、法施行以降、指定共同生活介護事業所へ転換した場合であって、従前から夜間支援体制を確保し、現に夜間支援対象者の数が 9 人以下の指定共同生活介護事業所の共同生活住居である場合

○ 大規模住居減算

◆ 基本単位数の 95% を算定（1 住居の定員が 8 人以上の場合）

◆ 基本単位数の 93% を算定（1 住居の定員が 21 人以上の場合）

3. 各サービスに共通する事項

◆ 人員欠如減算：基本単位数の 70% を算定

※ 指定基準に定める員数から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

※ 指定基準に定める員数から 1 割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

※ 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

◆ 個別支援計画未作成減算：基本単位数の 95% を算定

※ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、又は、個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

IV 相談支援（サービス利用計画作成費）

1. 支給対象者

- 障害福祉サービスを利用する者（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）であって、下記のいずれかに該当する者とする。
- ① 入所・入院から地域生活への移行（※1）や生活環境が大きく変わる場合（※2）であって、一定期間（6ヶ月の範囲内（原則1回更新可））集中的な支援を必要とする者。
（※1）障害者支援施設からの退所、共同生活介護（援助）からの退居、精神科病院からの退院などをいう。
（※2）家族の入院・死亡、弟妹の出生などによる家庭環境の変化やライフステージの変化（乳幼児期から学齢期への移行や学齢期から就労への移行等）をいう。
 - ② 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害・疾病等（※3）のため、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難である者
（※3）同居している家族が障害・疾病であるほか、家族が高齢（要介護状態など）である場合や家族による放置、無理解、無関心等の状態である場合をいう。
 - ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

2. 報酬基準

サービス利用計画作成費（Ⅰ）	850単位／月
サービス利用計画作成費（Ⅱ）	1,000単位／月

注1 （Ⅰ）の単価は、事業所が利用者に対して指定相談支援を行った場合（注2の場合を除く。）に算定する。

注2 （Ⅱ）の単価は、事業者が利用者に対して指定相談支援を行った場合（上限額管理を行った場合に限る。）に算定する。

注3 適切な相談支援が提供されない場合は、報酬を算定しない。ただし、（Ⅱ）については150単位を算定できる。

○ 以下の要件のいずれかを満たさない場合は、その状態が解消されるに至った月の前月まで算定できない。

- ・ アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。
- ・ サービス担当者会議等によりサービス利用計画の内容について担当者から意見を求めること。
- ・ サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説

明し、文書により利用者等の同意を得た上でサービス利用計画を利用者等及び担当者に交付すること。

- ・少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問（モニタリング）し、利用者等に面接するほか、その結果を記録すること。
- ・支給決定の変更を受けた場合、サービス担当者会議等によりサービス利用計画の変更の必要性について担当者から意見を求めること。

※サービス利用計画作成の変更についても準用する。

3. 国庫負担基準

- 対象者の選定に当たっては、対象者の状態像についての解釈について市町村間でばらつきが生じることが想定されることから、限られた財源を公平に配分するため、国庫負担基準を設定する。
- 3月から翌年2月までを1年度とする当該年度に属する各月ごとに次の算式により算定した額を合計した額とする。

(算式)

当該月のサービス利用計画作成費の支給額の合計×

当該月の障害福祉サービスの利用者（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）の数に0.1を乗じた数
(その数に1未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、その数が1未満のときは1とする。)÷

当該月におけるサービス利用計画作成費を支給された者の数

(算定例)

○障害福祉サービス利用者数 1,000人（施設入所者等除く。）

○作成費支給者数 120人（作成費Ⅰ90人、Ⅱ30人）

・作成費支給者の総支給額

$(8,500円 \times 90人) + (10,000円 \times 30人) = 1,065,000円$

・障害福祉サービス利用者の10%

$1,000人 \times 10\% = 100人$

・国庫負担基準

$1,065,000円 \times 100人 \div 120人 = 887,500円$

世帯の範囲の見直し

背景

障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分については、現在、住民票上の世帯全体の所得によって判断しているため、障害者本人の所得が低くても、父母等の所得が高い場合には、負担上限額は高い区分となるが、障害者の父母等からの自立に対する意向が強いことを考慮して、このような取扱いを改めるべきとの声

対応

成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの所得で判断（平成20年7月実施）。



この結果、父母等の所得が高くても、本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所得世帯の負担上限額が適用されることとなる。

留意点

- ① 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみ対象。
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断。
- ③ 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみ対象。

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

